

(平成25年3月14日)

国民生活センターの在り方の見直しの経緯

消費者庁

【平成21年度】

9月

1. 消費者庁及び消費者委員会の設置

- ・消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項：政府は、消費者庁及び消費者委員会発足後3年以内（平成24年9月まで）に、「消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」

【平成22年度】

4月

2. 独立行政法人の事業仕分け（行政刷新会議）

- 予算面にとどまらず、事業の必要性、有効性、効率性、緊要性や、誰が（国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、民間事業者等）事業を実施する主体として適当かといったことについて検証。

<国民生活センター>

- ・「消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理、その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築」
- ・「関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える」
- ・「研修事業（施設）の廃止を含めた見直し」

12月

3. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（閣議決定）

- 事業仕分けの手法を用い、行政全般の刷新を強力に推進。
- 事務・事業の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべ

き事業か等の観点から検証。

<国民生活センター>

- ・「必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討」
- ・直接相談、研修施設における研修の廃止

4. 国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース（～平成 23 年 8 月）

- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、同方針で示された考え方を踏まえ、国センの在り方の見直しについて検討
- ・消費者庁長官及び国民生活センター理事長を含む当事者間で検討
- ・「国民生活センターの各機能については、平成 25 年度に消費者庁に移管し、一元化することを目指す」（施設等機関として位置づけ）

【平成 23 年度】

8 月

5. タスクフォース取りまとめ結果を受けた政務判断（細野大臣）

- ・「第三者を含めた検証の機会も設けた上で、政府の独立行政法人改革の動きを視野に入れて、然るべき時期に政務としての判断を行う。」

10 月

6. 国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議（～平成 23 年 12 月）

- ・タスクフォースの結論を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿って検討を進めるため、政府の独立行政法人改革の動きを視野に入れつつ、第三者からなる検証（座長：野村豊弘学習院大学法学部教授）
- ・「国民生活センターの各機能を、新たな法人制度ではなく国へ移行することが現実的」
- ・「いわゆる「政府から独立した法人」との考え方についても、選択肢の一つとして留意すべき」
- ・「別途検討の場を設けて引き続き議論し、来夏までに、消費者行政に係る体制の在り方について結論を得るよう努めるべき」

(注) いわゆる「政府から独立した法人」：政府から一定の独立性を保ちつつ国が責任をもって運営費を措置する法人形態であり、かつ独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱いとされるもの

12月

7. 検証会議中間取りまとめを踏まえた政務決定（山岡大臣）

- ・「国へ移行することが妥当。具体的な在り方については、別途検討の場を設けて検討」
- ・「いわゆる「政府から独立した法人」との考え方については、そのまま実現を図ることは難しく、国への移行の中でその趣旨を活かすことが現実的であると判断」

1月

8. 「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」（行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会）

○そもそも法人として存置する必要がなく廃止すべきものと、自律的な経営が可能な法人の民営化等について整理

⇒分科会報告をもとに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定

9. 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（閣議決定）

- 様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人すべてを一律の制度にはめ込んでおり、法人の政策実施機能の発揮が不十分。
- 全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を、抜本的かつ一体的に見直し
- 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施。
- 廃止又は民営化等を行うべき法人以外の新たな法人制度に位置付けられる法人については、事務・事業の特性を踏まえ、成果目標達成法人、行政執行法人に分類。
- 政策の責任主体である主務大臣が、法人の業務運営に関し、必要な場合に新たな措置を講じることを可能とするなど国の関与を強化
- 現行102法人が65法人に大幅に縮減（うち、国に移管は国セン含む3法人）。

<国民生活センター>

- ・「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管」

⇒ 5 月に、上記基本方針を踏まえた独法改革法案の通常国会への提出

- ・「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」
 - ・「独立行政法人通則法改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」
- ⇒両法案は、10月の臨時国会に継続審議となった上、衆議院解散により廃案

2月

10. 国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会（～平成 24 年 8 月）

- ・「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」及び国民生活センターの在り方の見直しについての消費者担当政務三役の判断等を踏まえ、消費者行政に係る体制の在り方について検討（座長：大森彌東京大学名誉教授、事務局：内閣府）
- ・消費者行政の機能強化を図るため、特命担当大臣の総合調整権限の活用や、大臣のもと消費者庁、消費者委員会、国センは緊密に連携といった司令塔機能の発揮が必要
- ・消費者行政を担う職員の養成・確保、及び民間や地方自治体を含めた総合力の充実が必要
- ・「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」や独立行政法人通則法等改正法案（注：当時国会提出中、その後廃案）に沿って、国民生活センターを国に移行するにあたっては、「独立性を法的に担保した『特別の機関』として、消費者庁を移行先とすることが有力な考え方」
- ・特別の機関：内部部局、審議会等、施設等機関のいずれにも分類されないもので、法律により設置されるもの（例：警察庁、国税不服審判所）
- ・特別の機関とした理由：①ADRを含めた機能の一体性の確保、②人事権、指揮監督権の独立性を担保（内部部局、審議会等、施設等機関ではこれらを満たせない）
- ・消費者庁を移行先とした理由：国民生活センターを通じ、消費者庁が国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結（消費者委員会は合議制の機関であり、移行先としてふさわしくない。内閣府本府では、消費者庁との連携が取れない）

【平成 24 年度】

8月

1 1. 検討会報告書を踏まえた政務決定（松原大臣）

- ・「独立性を法的に担保した『特別の機関』の設置について、消費者庁に対し、その実現に向けて検討を行うよう指示」
- ・「「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の状況（注：その後廃案）並びに消費者庁における検討状況も踏まえて、平成 25 年度政府予算案の決定までに、最終的な判断」

⇒平成 25 年度予算・機構定員要求（消費者庁）

- ・（独）国民生活センターを、消費者庁の「特別の機関」として国に移管（移管時期は平成 26 年 1 月を想定）。「国民生活センター」の名称は維持。
- ・消費者庁と国センの管理部門（総務、経理等）を統合し、人員を効率化
- ・事業部門（相談、商品テスト、研修、ADR）を増員

12月

1 2. 国民生活センターの国への移行に関する森大臣ご発言（平成 24 年 12 月 28 日）

- ・「平成 25 年度については、国へ移行せず、独立行政法人として活躍してもらうこととする。」
- ・「国民生活センターの今後の在り方については、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず、1 年間かけて検討。」
- ・「いずれにせよ、国民生活センターの機能は強化してまいりたい。」

1月

1 3. 平成 25 年度予算編成の基本方針（閣議決定）

- ・「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結
- ・平成 25 年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成

14. 「行政改革推進本部（第1回）」における安倍総理ご発言（平成25年1月29日開催）

- ・行政改革は、行政機能や政策効果を最大限向上させるとともに、政府に対する国民の信頼を得るために、極めて重要な取組
- ・当面は、1. 独立行政法人改革、2. 特別会計改革、3. 無駄の撲滅という3つの分野を中心に取り組む

⇒ 独立行政法人改革に関する専門的かつ実務的な検討を行うため、内閣府副大臣の下に「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」を設置（平成25年2月28日）